

# 公共施設マネジメントについて

## 【背景】

- 全国**
- ・都市化の進展に伴って建設された施設がいつせいに老朽化
  - ・少子高齢化による人口構成の質的变化（若年層の比率低下、高齢者層の増加）
  - ・厳しい経済情勢や社会福祉費の増大により、地方の財政状況は厳しい

- 下野市**
- ・普通交付税の合併算定替の終了（平成 32 年度）が近づく
  - ・3町合併により同様の機能を持った施設が存在



- ・施設老朽化によるリスクの増大
- ・一般財源の減少
- ・投資余力の低下
- ・住民ニーズ（施設利用需要）の変化
- ・多額の維持管理経費への対応 など

何もしないと ⇒ 財源不足により、施設の更新だけでなく、  
今ある公共施設を維持管理していくことが困難に

## 【公共施設マネジメントの必要性】

将来的な人口・財政状況を見通し、総合的かつ計画的に施設等の更新・統廃合・長寿命化を行い、財政負担を軽減・平準化していくことが求められています。これが、公共施設マネジメントであり、将来の公共施設のあるべき姿や、市としての方針をまとめたものが、『公共施設マネジメント基本方針』です。基本方針の策定においては、単なる削減・更新計画とならないよう、まちづくりの観点など様々な視点からの検討を行います。

## 【国の動き】

- ・笹子トンネル天井板落下事故等によりインフラ等の老朽化対策が急務  
⇒平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」策定
- ・「インフラ長寿命化基本計画」を受けて、総務省が全ての地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請（H26. 4. 22 総務大臣通知）

本資料でいう「公共施設マネジメント基本方針等」と同義です。

## 【基本方針等策定後の取組並びに留意点】

基本方針等を踏まえ、各施設所管課において、個別施設計画（実施計画）を作成していくこととなります（各所管省庁より計画策定に係る通知等が行われる予定）。なお、既に個別の計画を策定しているもので、基本方針等と整合性がとれない場合は、計画の見直しをしていくこととなります。

## 【体系イメージ】

